

日 ▼勝山 24日

●**固定資産税課**(☎231-1918)、各
総合支所市民生活課 ▼菊川(☎
287-4001) ▼豊田(☎766-29
53) ▼豊浦(☎772-4012)

納税通知書を発送します

平成26年度の固定資産税・都市
計画税の納税通知書を4月上旬に
発送します。納期限までに納付を。
納税通知書に課税対象資産の明細
書を添付しています。資産の多い
方は納税通知書とは別に送付して
います。疑問は問い合わせを。※
通知書の発送日は、税法の改正な
どにより前後することがあります

**浄化槽設置費用補助金の制度が
変わります**

平成26年度から、みなし浄化槽、
汲み取り便槽から浄化槽に転換す
る工事を補助対象とし、工事費の
一部を予算の範囲内で補助します。
(新築などに伴う工事は補助対象外)
●**浄化槽を設置する個人** 因▼対

象区域 公共下水道の整備(予定)
区域、漁業・農業集落排水施設に
よる処理(予定)区域を除く全市
▼対象建物 専用住宅など ▼対
象規格 10人槽以下の浄化槽 料
補助金額 ①通常の浄化槽 ▼5
人槽 33万2000円 ▼7人槽
41万4000円 ▼10人槽 54
万8000円 ②高度処理型の浄
化槽 ▼5人槽 44万4000円
▼7人槽 48万6000円 ▼10
人槽 57万6000円 ※みなし
(単独処理 浄化槽の撤去を伴う場
合は、前記の金額に9万円(上限
額)を加算
●**廃棄物対策課**(☎252-0978)

**固定資産税・都市計画税の
口座振替についての注意**

●**納期限** ▼第1期 4月30日
▼第2期 7月31日 ▼第3期 12月26日
▼第4期 平成27年3月2日

インターネット公売

●**固定資産の登記事項(名義、共有者、持分)の変更を行った場合、**
通知書番号が変わります。引き続
き口座振替を希望する方は、改め
て、金融機関で変更手続きを行う
ことが必要になります。
●**第2期分から口座振替希望の場合**
の申込期限 ▼市内の金融機関
(ゆうちょ銀行を除く) 6月30日
(月) ▼ゆうちょ銀行、市外の金
融機関 5月31日(土)
●**納税課**(☎231-1914)

により公売します。

●**申込期間** 4月14日 午後1
時~30日 午後11時 ▼せり売り
期間(動産等) 5月9日 午後1
時~11日 午後11時 ▼入札期間
(不動産) 5月9日 午後1時~
16日 午後1時 ●**公売財産** 動
産等・不動産 ※内容の変更や、
公売中止の場合あり ※公売財産
申し込みの詳細は市ホームページ
か Yahoo!Japan ホームページで
確認を

**軽自動車税は4月1日現在の
所有者に課税されます**

●**軽自動車税納税通知書**
を5月上旬に発送し
ます。4月1日以前に
登録の変更や抹消をし
たにもかかわらず、軽自動車税納
税通知書が届いた場合は、車検証
返納証の写しか解体証明書などを
提出してください。



**緑のカーテン用のローヤの種
を配布します**

●**固定資産税課**(☎231-1918)、各
総合支所市民生活課 ▼菊川(☎
287-4001) ▼豊田(☎766-29
53) ▼豊浦(☎772-4012)
▼豊北(☎782-1918)

**環境に優しいLED防犯灯の
導入を促進します**

●**消費電力が少なく長
寿命なLED(発光ダイ
オード)防犯灯導入**
費用の3分の1を補助します。(1
灯につき7000円を限度) ※現
在の蛍光灯をLED灯に変更する
場合に補助。防犯対策協議会補助
との併用不可



**土地と家屋の縦覧帳簿が
縦覧できます**

●**自治会** 4月1日(火)から、
環境政策課で随時受け付け(予算
の範囲内で先着順)
●**環境政策課**(☎252-7115)



**身体などに障害のある方に
対する軽自動車税の減免**

●**障害者手帳**などを持っている方
に対する軽自動車税の減免制度が
あります。減免を受けることので
きる障害の範囲や手続き方法など
は問い合わせてください。減免を
受けている方でも、障害名・等級
運転者、使用目的に変更がある場
合、車両番号を変更した場合は改
めて申請が必要です。
●**申請期限** 5月26日(月)
●**納税課**(☎231-1918)、各
総合支所市民生活課 ▼菊川(☎
287-4001) ▼豊田(☎766-29
53) ▼豊浦(☎772-4012)
▼豊北(☎782-1918)

介護保険サービスの利用を希望する方は認定申請を

市内に住所がある、昭和24年5月1日以前に生まれた方で、日常生活に介護が必要なため介護保険のサービスを希望する方 介護保険被保険者証 申 介護保険課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。
介護保険課(☎231-3184)

はり・きゅうの施術補助には利用者証が必要です

国民健康保険の被保険者が、はり・きゅうの施術補助を受けるときは、はり・きゅう事業利用者証が必要で、4月1日以降に利用の場合は、新しい利用者証の交付を受けてください。
国民健康保険証、印鑑、前年度利用者証 国民健康保険課、各総合支所、本庁の各支所へ。
国民健康保険課(☎231-1668)、各総合支所市民生活課



国民健康保険高齢受給者証の一部負担金の見直しについて

70歳〜74歳の方の窓口負担は法律上2割ですが、特例措置でこれ

まで1割負担とされてきました。平成26年度から、より公平な仕組みとするため、平成26年4月2日以後に70歳の誕生日を迎える方(昭和19年4月2日以後生まれ)は70歳の誕生日の翌月1日から2割負担に見直されることとなりました(例えば、昭和19年4月2日〜5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担になります)。
既に70歳を迎えている方(昭和19年4月1日生まれを含む)は、平成26年4月以降も、引き続き特例措置の対象で1割負担のままになります。※一定の所得がある方は、これまで通り3割負担
国民健康保険課(☎231-1930)、各総合支所市民生活課

相談



勤労福祉会館の火曜日の労働相談時間が変わりました!

これまで毎週火曜日の相談は午後〜夜間に対応してきましたが、4月からは全ての相談を午前9時〜午後5時に行います。

▽相談内容 労働災害・職業性 疾病・雇用問題・各種保険関係・労働基準法関係など 申 直接か電話で、勤労福祉会館へ。
勤労福祉会館(☎223-2171)

4月の総合(心配ごと)相談



▽下表の通り
▷社会福祉協議会=午前10時〜午後3時
▷社協各支所=午前10時〜正午
※社協豊浦支所の行政相談は午前9時30分〜11時30分
①社会福祉協議会(☎232-2003)
②社協菊川支所(☎287-4480)
③社協豊田支所(☎766-3356)
④社協豊浦支所(☎774-1122)
⑤社協豊北支所(☎782-1799)

日	場所/相談員	問
2	社会福祉センター/民・人・行	①
3	彦島公民館/民	
10	長府公民館/民・行	
16	川中公民館分館/民・行	
17	社会福祉センター/民・人・行・社	
24	安岡公民館/民	②
10	小月公民館/民	
10	勝山公民館/民・行	③
10	きくがわ総合相談センター/人※・司・行	
25	社協豊田支所/人・行	
12	社協豊浦支所/司	④
15	川棚公民館/人	
22	社協豊浦支所/行	⑤
21	豊北保健福祉センター/人・行	

民…民生児童委員 人…人権擁護委員
行…行政相談委員 ※法務局職員も来所
司…司法書士 社…社会保険労務士
臨…臨床心理士

弁護士無料法律相談

●豊田総合支所 4月18日(金) 午後1時〜4時 6人(先着順)
4月1日〜18日に電話で豊田総合支所(☎766-2079)へ。
●市民相談所 毎週月・木曜日 12人(相談日の1週間前から、直接か電話で予約を)※職員による一般相談も平日(午前8時30分〜午後4時30分)に実施
市民相談所(☎231-3730)

行政書士による無料相談会

4月7日(月)午前9時15分〜午後2時45分 町ドリームシップ
成年後見に関する事など ※予約不要
▽相談先 山口県行政書士会下関支部事務局(☎256-5862)
岡生涯学習課(☎231-2054)



お知らせ

固定資産課税台帳を閲覧できます

平成26年度固定資産課税台帳の閲覧を行います。固定資産課税台帳(土地、家屋、償却資産)には、平成26年1月1日現在の固定資産の所有者が納税義務者として登録されています。課税状況は、台帳の閲覧の他、4月に送付される納税通知書の課税明細書でも確認できます。

も、当該権利の目的である土地や家屋の固定資産課税台帳を閲覧可権利関係を示す書面などを要持参
4月1日〜30日の午前8時30分〜午後5時 ※支所、公民館は午前9時30分〜午後4時30分 ※土・日曜日、祝日を除く 所資産課税、各総合支所市民生活課、本庁の各支所、公民館(期日指定) 閲覧手数料 4月1日〜30日は平成26年度分に限り無料 ※5月1日(木)以降は有料 ※複写料は別途必要
本人が確認できる物(納税通知書、運転免許証など)、印鑑(法人の場合は社印)

●本庁の各支所・公民館での閲覧(土地、家屋)(4月)
▽内日 1日 小月 2日 吉田 4日 王喜 8日 王司 9日 清末 11日 吉見 16日 川中 17日 彦島 18日 安岡 22日 長府 23